

島根県報

第一、四七三号

平成十五年五月二十七日

(火曜日)

目 次

規則	島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則	(農業経営課)	一
告示	身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障害者福祉課)	一
	県営土地改良事業の工事の完了(二件)	(農村整備課)	二
	保安林の指定	(森林整備課)	二
	解除予定保安林(二件)	()	三
	道路の区域の変更	(道路維持課)	三
	道路の供用開始	()	五
公告	公共測量の実施	(用地対策課)	五
	公安規則		
	ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置等の届出等に関する規則の一部を改正する規則		六
	島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則		六

公布された条例等のあらまし

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則(規則第七六号)

一 規則の概要

入学試験において行う筆記試験の一部免除の要件のうち、受験者の出身地を管轄する隠岐支庁の長又は農林振興センターの長の推薦を削ることとした。(第十二条関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年五月二十七日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第七六号

島根県立農業大学校学則の一部を改正する規則

島根県立農業大学校学則(昭和五十七年島根県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「出身高等学校の長の推薦があり、かつ、出身地を管轄する隠岐支庁の長又は農林振興センターの長の推薦のあるもの」を「出身高等学校の長の推薦があるもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第四百九十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年島根県規則第十七号)第二条の規定により告示する。

平成十五年五月二十七日

島根県知事 澄田信義

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
山崎 聖児	内科	名	所在地	平成十五年五月十三日
鈴木 賢二	外科	称		
		院		
		仁多町立仁多病院	益田市乙吉町イ一〇三・一	
		成一六二二・一	仁多郡仁多町大字三	
				"

島根県告示第四百九十六号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年五月二十七日

島根県知事 澄田信義

事業名	完了年月日
都治地区（第二工区）区画整理事業（県営ほ場整備事業）	平成十五年三月十二日

島根県告示第四百九十七号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十五年五月二十七日

島根県知事 澄田信義

事業名 完了年月日

美川西地区（第一工区）区画整理事業（県営ほ場整備事業）	平成十四年八月十九日
美川西地区（第二工区）区画整理事業（県営ほ場整備事業）	平成十四年八月二十八日
美川西地区（第三工区）区画整理事業（県営ほ場整備事業）	平成十四年八月十九日

島根県告示第四百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年五月二十七日

島根県知事 澄田信義

一 保安林の所在場所

- 八束郡八雲村大字熊野一三三七の二、一三三七の三、一三四三の二、一三七五、一三七七、三三六二、三五七六、五四八五、五四八七、五四八八、五五一一の二、五五一一四、五五一六から五五一八まで、五五二〇、五五二一、五五二五、五五二六、五六四六の二、五六四七、五七五九の二、五七七九の二、五七八〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び八雲村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第四百九十九号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年五月二十七日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字高津屋字朝日四九六の二三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

島根県告示第五百号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)

第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年五月二十七日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字原田一七六の三、一七七八の六、一七七八の九、一七七八の二一、
 一七七八の二四、一七七八の二六、一七七八の二七、一七八一の二から一七八一の四
 まで、一七八一の七、一五六五の四、一五六五の五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第五百一号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年五月二十七日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	道 路 間 区 域		変更前後の別	敷地の幅員	延長	管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
一般国道	四百三十二号	能義郡広瀬町殿町二五三番地先から同町祖父谷丁五〇九番二地先まで		前 A 後 B	三・五〇メートル 八・〇〇メートル	六二五・〇〇メートル	広瀬土木事務所	道路改良工事 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消

県		道		溝口伯太線		"		"		"		
						三百七十五号		二百六十一号				
能義郡伯太町大字東母里一七二三番一地从先から同大字二四八〇番一地从先まで		能義郡伯太町大字東母里二一八四番三地从先から同大字一七一三番一地从先まで		能義郡伯太町大字東母里二八一八番三地从先から同大字二一八四番三地从先まで		邑智郡邑智町大字別府四九四番四地从先から同大字六七三番四地从先まで		邑智郡松江町大字谷住郷五〇四二番一地从先から同大字三〇二六番四地从先まで				
後	前	後		前	後	前	後		前	後	前	
		B	A	A			B	A			B	
一一・〇〇〇 二八・〇〇〇	五・〇〇〇 六・〇〇〇	一七・〇〇〇 五三・〇〇〇	四・〇〇〇 一〇・〇〇〇	四・〇〇〇 一〇・〇〇〇	一一・〇〇〇 一五・〇〇〇	四・〇〇〇 八・〇〇〇	一一・〇〇〇 九二・〇〇〇	六・〇〇〇 二二・〇〇〇	二二・〇〇〇 九二・〇〇〇	二〇・〇〇〇	七・〇〇〇 一六・〇〇〇	一五・〇〇〇 三〇・〇〇〇
三〇・〇〇〇	三〇・〇〇〇	一一〇・〇〇〇	一三五・〇〇〇	一三五・〇〇〇	六八・〇〇〇	七三・〇〇〇	二五八・〇〇〇	三四六・〇〇〇	二五八・〇〇〇	一八三・三三〇	一八三・三三〇	四九五・〇〇〇
広瀬土木事務所						川本土木建築事務所						
拡幅	"	ダブルウェイ		"	拡幅	"	町道移管		拡幅	"	町道移管	
		上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。					上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。					

島根県告示第五百二号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八

条第二項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、告示の日から十五日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十五年五月二十七日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
一般国道	二百六十一号	邑智郡桜江町大字谷住郷五〇四二番一地从から同大字三〇二六番四地先まで	一八三・三〇メートル	平成十五年五月三十日	川本土木建築事務所	
県道	溝口伯太線	能義郡伯太町大字東母里二四八〇番一地从から同大字二八一一番三地从先まで	二二〇・〇〇	平成十五年五月十七日	広瀬土木事務所	
"	多伎江南出雲線	出雲市今市町一六九番三地从先から同町四五一番地先まで	六三〇・〇〇	"	出雲土木建築事務所	
"	吉田瑞穂線	邑智郡瑞穂町大字淀原一〇四番地先から同町大字鱒淵二番四地先まで	五〇〇・〇〇	平成十五年五月三十日	川本土木建築事務所	
"	"	邑智郡瑞穂町大字下田所二二番一地从先から同大字一三一一番一地从先まで	八六・〇〇	"	"	

公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十五年五月二十七日

島根県知事 澄田信義

- 一 (一) 作業種類
公共測量（一級基準点測量）
- (二) 作業期間
平成十五年四月二十五日から平成十五年九月三十日まで

- (三) 作業地域
安来市吉佐町、八束郡玉湯町地内（一般国道九号敷地内）
- 二 (一) 作業種類
公共測量（一級基準点測量）
- (二) 作業期間
平成十五年五月六日から平成十五年九月三十日まで
- (三) 作業地域
八束郡玉湯町、出雲市芦渡町地内（一般国道九号敷地内）
- 三 (一) 作業種類
公共測量（一級基準点測量）
- (二) 作業期間
平成十五年四月二十五日から平成十五年九月三十日まで
- (三) 作業地域

- 出雲市芦渡町～大田市長久町地内（一般国道九号敷地内）
- （一） 作業種類
公共測量（一級基準占測量）
- （二） 作業期間
平成十五年四月二十五日から平成十五年九月三十日まで
- （三） 作業地域
大田市長久町～漣摩郡温泉津町福波地内（一般国道九号敷地内）
- （四） 作業種類
公共測量（一級基準占測量）
- （二） 作業期間
平成十五年四月二十五日から平成十五年九月三十日まで
- （三） 作業地域
飯石郡赤来町上赤名～飯石郡掛合町地内（一般国道五十四号敷地内）
- （五） 作業種類
公共測量（一級基準占測量）
- （二） 作業期間
平成十五年四月二十五日から平成十五年九月三十日まで
- （三） 作業地域
飯石郡掛合町～八束郡六道町地内（一般国道五十四号敷地内）

公安委員会規則

ソーシヨットダイヤル等利用カード自動販売機設置等の届出等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年5月27日

島根県公安委員会委員長 古瀬 章

島根県公安委員会規則第9号

ソーシヨットダイヤル等利用カード自動販売機設置等の届出等に関する規則の一部を改正する規則

平成十五年五月二十七日印刷
平成十五年五月二十七日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町島根県庁
印刷所 松江市学園南松陽印刷所

定価一圓四角 金一十四圓二十円（消費税）

ソーシヨットダイヤル等利用カード自動販売機設置等の届出等に関する規則（平成9年島根県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（立入調査等）」に改め、同条中「立入調査員」を「立入調査等を行う警察職員」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

条例第27条第2項に規定する報告の徴収及び立入調査等を行う警察職員の指定等に関する必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年5月27日

島根県公安委員会委員長 古瀬 章

島根県公安委員会規則第10号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表島根県青少年の健全な育成に関する条例の項中

「第17条第2項 変更及び廃止届出の受理」

「第17条第2項	変更及び廃止届出の受理
第27条第2項	報告の徴収及び立入調査等

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。